

徳島県主要農産物の施肥・防除基準（徳島県慣行レベル） 策定事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、「徳島県主要農産物の施肥・防除基準（徳島県慣行レベル）の策定に関する方針」に基づき、本県の慣行的に行われている施肥・防除基準（以下「慣行レベル」という。）の策定事務における手続について、必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

特別栽培農産物、化学合成、農薬、節減対象農薬及び化学肥料は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日18消安第14413号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という）の第3のとおりとする。

第3 対象農産物

策定の対象となる農産物は、ガイドラインの対象となり、本県において栽培されている農産物とし、栽培実態の確認が困難なものを除く。

第4 策定

- (1) 生産者等からの慣行レベル策定に係る要望の受付は、地域農業支援センターを経由してみどり戦略推進課グリーン農業担当で行うこととする。
- (2) 慣行レベルの策定は、徳島県持続的農業推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、策定に必要な調査及び検討は協議会の下部組織である生産方式検討部会（以下「専門部会」という。）において行う。
- (3) 協議会及び専門部会の運営は「徳島県持続的農業推進協議会設置要綱」において別に定める。

第5 見直し

策定した慣行レベルについては、適宜、見直しを専門部会で検討し、慣行レベルに見直しの必要が生じた場合は、協議会において見直しを行うこととする。

第6 通知

みどり戦略推進課長は、慣行レベルの策定又は見直しが行われたときは、速やかに関係機関に通知し、策定内容を県ホームページで公開するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年3月29日から施行する。
- 2 平成24年4月2日一部改正。
- 3 平成25年4月1日一部改正。
- 4 平成27年5月1日一部改正。
- 5 令和3年4月1日一部改正。
- 6 令和4年4月1日一部改正。
- 7 令和5年6月1日一部改正。